平成26年1月27日 号 外 0 岡 港湾運営会社の指定 山 公公 目 県 公 告 】 次 報 発 行 港湾課 尚 担 Щ 当 課 (室) 目 次 担 当 課 (室)

## 平成26年1月27日 岡山県公報 号外

運営する者 平成二十六年 港湾法 以下 (昭和二十五年法律第二百十八号)第四十三条の十 一月二十日付けで、 「港湾運営会社」 という。)を指定した。 次の とおり国際拠点港湾である水島 一第六項の規定によ  $\mathcal{O}$ 埠頭群を

平成二十六年一月二十七日

島港港湾管理者 岡 山

県

尚山県知事 伊原木 隆 太

代表者

港湾運営会社の商号及び本店の所在地

1 商号

水島港国際物流センター株式会社

2 本店の所在地

倉敷市玉島乙島字新湊八二六二番地<sup>6</sup>

一 意見書の処理の経過

意見書の提出なし

一指定の理由

水島港国際物流セ 株式会社の埠頭  $\mathcal{O}$ 運営 事業の は、

画に適合するものであると認められる。

2 1のほか、 水島港国際物流センター株式会社は、  $\mathcal{O}$ 0

かつ確実な計画を有するものであると認められる。

正

3 水島港国際物流センター株式会社は、 埠頭群を運営することに 2

的基礎を有するものであると認められる。

水島港国際物流セ 株式会社は、埠頭群に含まれない埠頭を所有し

水島港国際物流センター 株式会社は 港湾法第四十三条の十一第六

項各号に掲げる要件を備えていると認められる。